

ID: 126

担当部署: 経済観光部 観光政策課

処分の概要	入浴料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市農村活性化交流センター条例施行規則 第8条		
例 規 番 号	平成17年規則第107号		
【根拠条文】			
(入浴料の減免)			
第8条 市長は、長門市使用料徴収条例(平成17年長門市条例第63号)第4条第3号の規定により、次の表の左欄に掲げる者については、右欄に定める額を入浴料から免除することができる。			
	対象者	免除する額	
	長門市内に居住する者で、70歳以上(老人クラブの団体行事として入浴する場合は70歳未満のクラブ会員を含む。)の者	大人	100円
	療育手帳制度について(昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通達)に基づく療育手帳の交付を受けた者(付添人を含む。)	大人	100円
		小人	50円
	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳の交付を受けた者(障害の程度が1級から4級までの者については、付添人を含む。)	大人	100円
		小人	50円
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(付添人を含む。)	大人	100円
		小人	50円
	戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)に基づく戦傷病者手帳の交付を受けた者のうち同手帳に記載されている障害の程度が項症であるもの(障害の程度が特別項症から第4項症までの者については、付添人を含む。)	大人	100円
	県内に居住する65歳以上の高齢者であって、運転卒業者サポート手帳(警察署が運転免許証を自主返納した者に交付する手帳をいう。)又は運転経歴証明書(運転免許証を自主返納した者の申請に基づき、警察署が交付する証明書をいう。)の交付を受けた者	大人	100円
【基準】			
根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成27年5月7日	最終変更年月日	年 月 日